

令和6年度第3回流山市自転車駐車対策審議会議録

■日時：令和6年10月18日（金）午前10時00分から午前11時30分まで

■場所：スタートおおたかの森ホール リハーサル室

■出席委員

寺部委員、小川委員、海老原委員、高鍋委員、齋藤委員（代理河野氏）、松井委員、西委員、平井委員、立花委員、上野委員（10名）

■欠席委員

大塚委員、北原委員、山崎委員、局委員

■傍聴者：0名

■事務局

- ・土木部 部長 染谷 祐治
- ・土木部 次長 遠藤 康弘
- ・道路管理課 課長補佐 近藤 広隆
- ・道路管理課交通 安全対策係 係長 皆川 裕美
- ・道路管理課交通 安全対策係 主事 武内 美里
- ・道路管理課交通 安全対策係 事務員 坂部 修造

■配布資料

- ・【資料1】アンケート結果
- ・【資料2】パブリックコメントに対する意見と市の考え方（案）
- ・【資料3】流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（改正の概要）
- ・【資料4】答申（案）
- ・参考資料パブリックコメント（閲覧用）

○寺部会長

それでは定刻となりましたので、第3回流山市自転車駐車対策審議会を開催いたします。本日は齊藤委員が所要により欠席のため、代理として東武鉄道株式会社流山おおたかの森駅河野様にご出席いただいております。また、大塚委員、北原委員、山崎委員、局委員より事前にご欠席との連絡をいただいております。

現時点での出席状況は、流山市附属機関に関する条例第5条第2項に規定する人数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

それでは、本日の審議会の進行について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、本日の進行について、事務局よりご説明いたします。本日、市職員は、土木部長の染谷、土木次長の遠藤、道路管理課交通安全対策係長の皆川、同じく交通安全対策係の武内、坂部、そして私、道路管理課長補佐の近藤が出席いたします。よろしくお願いいたします。

では、お手元の配布資料をご確認ください。本日の資料は次第、席次表です。なお、席次表において、おおたかの森駅長が齊藤様から河野様に代わっておりますので、修正をよろしくお願いいたします。続きまして、資料1「アンケート結果」、資料2「パブリックコメントに対する意見及び市の考え方」、資料3「流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（改正の概要）」、最後に資料4「答申（案）」の、以上6点をご用意しております。不足がございましたら、係の者までお申しつけください。

（資料確認）

○事務局

本日の進行については、お配りしている資料の通り、まず事務局より前回の第2回審議会後に実施したアンケートとパブリックコメントの内容と結果についてご報告いたします。次に、この結果を踏まえ、今回の議題である「流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例」について、第2回でお示しした内容からの修正点をご説明いたします。その内容を踏まえ、事務局が作成した答申案について、委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。

なお、本日も議事録作成のため録音を行います。お手数ですが、発言時には必ずマイクを使用し、冒頭で氏名を名乗っていただきますようお願い申し上げます。以上が事務局からのご案内です。

○寺部会長

はい、ありがとうございます。それでは会議次第に沿って会議を進めていきます。まずは次第1事務局からの報告について。（1）アンケート結果について、（2）パブリックコメントについて、（3）条例の修正点について続けて報告をお願いします。

○事務局

はい、では事務局よりご報告いたします。ご利用いただく資料はお手元に配布しております。資料1、資料2、資料3がございます。資料の順番にご案内いたしますので、まずは資料1をご用意ください。

今回、流山市自転車駐車場条例の改正にあたり、市民の皆様のご意見を広く頂戴するため、パブリックコメントに先立ち、自転車駐車場の需要等を調査するアンケートを実施いたしました。まず、1枚目のページでは、今回行ったアンケートの概要についてご紹介いたします。

今回のアンケートの目的は、1つ目に、市内における自転車駐車場の利用実態を把握することです。2つ目は、小型バイク、中型バイク等の受け入れ拡大を検討していたため、拡大した際の需要等についても調査を行いました。3つ目は、利用料金の値上げに対して、どの程度まで許容されるか、金額も含めてアンケートを実施しました。4つ目は、土曜日を無料開放日として追加することについて審議を進めていたため、無料開放日の認知度や、土曜日を追加した場合の市民の反響について広くご意見を頂戴しました。

実施期間については、今回、パブリックコメントに先立ち、令和6年8月22日から8月29日までの7日間実施しております。対象者につきましては、主に流山市民となっております。「主に」と表記したのは、今回、調査形式としてオンライン方式を採用しており、流山市公式LINEにて告知し、LINEから回答フォームに移っていただく形をとっております。このため、流山市公式LINEにご登録いただいた方が主な対象となっており、「主に流山市民」と表記しております。実際のお住まいの地域についても、ほとんどが流山市にご在住の方、もしくは流山市に通勤通学されている方がご登録いただいている状況です。

今回のアンケート調査については、資料に記載されているように、5,468名の方が確認されており、630名の方からご回答いただいております。スマートフォンでの表示は右側にプレビューが小さな文字で表示される形となっておりますので、後ほど資料をお読み上げしながら、詳細をご紹介させていただければと思います。まず、全体を対象に、年齢、ご自身で所有されている車両、流山市の駐輪場の利用有無、利用している駐輪場の場所、使用されている車両（自転車やバイクなど）、および駐輪場の利用目的について質問させていただいております。

次にページをめくっていただきますよう、お願いいたします。以下、アンケート結果についてご報告いたします。まず、「現在流山市内の駐輪場を利用していますか」という問いについてですが、630件の回答のうち、定期的に利用している方が198件、時々利用している方が256件、利用していない方が176件となっています。

なお、括弧内に「市営駐輪場」という表記がありますが、これは流山市営自転車駐車場を利用されている方に関するものです。定期的に利用されている方が60件、時々利用されている方が70件という内訳になっています。この内容は、円グラフでもお示ししています。

市営駐輪場以外の利用に関しては、主に「つくばエクスプレス沿線の3駅」、すなわち流山おおたかの森駅、流山セントラルパーク駅、南流山駅で駐輪場を利用している方が多く、これらは市営駐輪場ではなく「公益財団法人自転車駐車場整備センター」の施設となっています。

次に、隣の表に移ります。今回はオンラインでのアンケート調査だったため、年齢層についても確認したく、年齢と利用頻度を組み合わせた表を右側にご用意いたしました。結果を申し上げますと、オンラインでの質問にもかかわらず、70代以上の方からも多くのご意見をいただいております、定期的に利用されている方もかなりの人数がいらっしゃ

いました。また、30代、40代、50代の通勤・通学世代がボリュームゾーンとなっていますが、年齢層は比較的幅広く分布しており、このデータは問題なく利用できるものと思います。

下段に移ります。「利用している駐輪場はどこに駅にありますか」という質問をさせていただきました。先に申しあげました通り、流山市の自転車駐車場とその他の自転車駐車場に分かれています。この自転車駐車場の利用件数については、内訳とグラフに記載しています。江戸川台駅が最も多く85件、続いて運河駅が30件、初石駅が12件、流鉄流山線が3件となっています。流鉄流山線については、3駅分をまとめており、流山駅という回答が3件ありました。計130件です。また、ご参考までに、南流山駅をご利用の方が133件、流山セントラルパーク駅をご利用の方が24件、流山おおたかの森駅をご利用の方が167件、小計で324件、合計で630件となっています。

続きまして、どのような車両で駐輪場をご利用いただいているかという質問をさせていただきました。今回はあえて自転車、バイク、小型バイクなどの区別をせずに、自転車についてもさまざまな種類をご利用いただいているため、自転車の種類も細かく分けてご質問させていただきました。少しわかりにくいのが、軽快車という一番オレンジ色の部分かと思いますが、こちらはいわゆるママチャリと皆さんが認識されているものだとお考えください。電動アシスト自転車というのは、よく子育て世代のママさんたちが持っているバッテリー付きの自転車を指しております。今回、全体で630件に対してこの内訳を確認したところ、軽快車（いわゆるママチャリ）をご利用されている方が57.2%、電動アシスト付き自転車をご利用されている方が32.7%、その他のスポーツバイクや車両が残りをお占めていました。

一方、130件の市営自転車駐車場のデータを抜き出したものが、その右側の円グラフです。こちらでは軽快車（ママチャリ）が72.1%、電動アシスト付き自転車が20.2%、スポーツバイクやその他自転車が残りを占めています。このことから、流山市の自転車駐車場においては、いわゆるママチャリがかなりの割合をお占めていることがわかります。

次に右側です。駐輪場の利用目的についてお尋ねした回答の結果となっております。主に今回ご回答いただいた方々の内訳としては、やはり一番多かったのは通勤での利用という形になりました。その他、通学、お買い物、レジャー、習い事、その他となっております。

下段に移らせていただきます。今回値上げをさせていただくということで、流山市内の自転車駐車場ご利用者様130件に対して、月額料金がどの程度までであればご利用いただけますでしょうか、というご質問をさせていただきました。こちら、月額500円まで許容できる、というご回答が60件、800円までという回答が14件、1,000円までという回答が22件、1,500円までという回答が10件、その他今後の利用はございません、というのが24件ございました。利用の予定はないという回答項目を設けていたのですが、こちらおそらく定期的なご利用ではなく、一時的なご利用の方もこの中に含まれているかと思えます。

今回条例で定める金額につきましては、月額料金ではなく年間料金となりますので、

お隣に年間料金に換算した表もご用意しております。こちらで換算しますと、年間6,000円までご許容いただける方が60件、9,600円までは14件、12,000円までが22件、18,000円までが10件というような換算ができるかと思います。

続いて3ページ目をお開きください。今回無料開放日について、まず認知度を知りたかったので、無料開放日をご存知ですか、というご質問をさせていただいております。

まず全体630件に対して知らなかった、というご回答が500件、使ったことがある、が95件、知ってはいるが使ったことはない、が35件という内訳になっておりました。かなり認知されていないことがここからも感じられましたが、うち市営自転車駐車場利用者様130件に対しての内訳が、知らなかった、が38件、使ったことがある、が76件、知っているが使ったことはない、が16件というような回答となっております。

このようなアンケート結果から、無料開放日について少し周知が足りないということが事務局も感じておりますので、こちらは今後の課題かと改めて認識しております。今回新たに無料開放日に土曜日を追加するという形を取らせていただいております。これに対して皆様のご意見を伺ったところ、利用しやすくなる、が630件中510件、無料開放日が多すぎるのではないかとというご意見が34件、その他意見なしという内訳になっております。市内の自転車駐車場をご利用いただいているお客様につきましては、全130件のうち利用しやすくなる、が114件、無料開放日が多すぎるというご意見が5件、その他意見なしが1件となっております。今回のアンケート調査の結果については以上となります。

続きまして、資料2、A3横の表をご準備いただきますようお願いいたします。今回合わせてファイルお配りさせていただきました、パブリックコメントについて、お手元にございますファイル、こちらがパブリックコメント実施した際の閲覧用の資料となっております。こちらは回収資料となっておりますので、こちらでのご確認にとどめていただければと思いますが、今回パブリックコメントを9月1日から9月30日の1ヶ月間実施させていただきました。

皆様への周知方法としまして、流山市パブリックコメントの閲覧箇所すべてに掲示の方させていただいております。追加で私ども市営自転車駐車場受付所のほか、ホームページ上でもご確認いただいたり、ご意見をいただいたり、ということができるよう、ホームページでも同様の資料やご意見シート、ご意見フォーム、こちらもご用意をさせていただきまして、実施させていただきました。

こちら30日間のパブリックコメント期間中にいただいたご意見について記載したのが資料となっております。こちら件数としましては、枝番を含めると10件ご回答いただいておりますが、こちらは項目ごとに分けたものとなっております、全部で5名の方からご意見をいただき、うち内容ごとに分けると、このような表になるというような形となっております。

今回のご意見と市の考え方、そして条例を修正する場合はその修正案というような三段書きになってございます。今回いただいたご意見について、1点ずつ簡単にお読み上げさせていただきます。

まず一つ目、受け入れる車両の拡大について。なぜ大型バイクは利用不可なのでしょうかと。今回、大型バイクについても駐輪の受け入れをしてほしいというご意見をいただいております。こちらについて、市の考え方としましては、流山市で設置している自転車駐車場につきましては、通勤や通学により駅を利用する方に向けての施設となっております。

このため、大型バイクをご利用される方は、直接目的地までのご移動というものが想定されるために、駅周辺への駐車という必要性は低いと事務局の方では考えております。

また、大型バイクについては日常的な駐車場所として止めっぱなしになってしまうようなことが考えられましたので、今回大型バイクは利用から外してございます、というお答えにさせていただきました。

2番目に受け入れ、車両の拡大につきまして、シルバーカー、電動4輪車についても受け入れをしていただきたいというご意見をいただいております。これに対して市の方の意見としましては、シルバーカー、たまに道路とかで走っているものがあると思うのですが、こちらは道路交通法上の定義がございません。一部、いわゆる道路交通法の細かい規則の中で、自立で歩行が難しい方向けの電動車椅子という扱いで、シルバーカーというものが一部ございますが、こちらは道路交通法上歩行者として区分されておりますため、駅ですとか商業施設、医療機関等々そのままの状態でご利用いただくことができ、駐車場に一時的に止めるという利用が想定されません。このため、今回の受入れ者用とはからは対象外とさせていただいております。

3番目になります。使用料の見直しにつきまして、ご意見をいただいております。今回、回数券についていただいておりますが、回数券の廃止については反対しないが期限付きで15枚まとめて販売をするというセット販売についてのご提案をさせていただきました。これについては細かくご希望の枚数で販売した方がご利用者様の利便性が良いのではないかという意見をいただいております。

こちらについては市の方でも、希望枚数で販売できたほうがご利用面でも利便性が高いと判断いたしましたので、ご希望される日数分をまとめて販売する形式として変更をさせていただいております。

その下、4-1、4-2、4-3とこちら3件ご意見はいただいておりますが、内容としましては同一のものとなっておりますので、まとめてのご回答となっております。内容としましては、回数券というものについて、廃止ということに反対します、というご意見を頂いております。

現在利用されていらっしゃる方がいらっしゃるということもあり、こちらの回数券が廃止ということは反対されるというご意見をいただきました。それに対して市の考え方ですが、現在、回数券と1日使える一時使用券の様式が異なっていますことから印刷経費がかなり負担となっております。そのため、施設の安定した運営の負担となっていることが実際ございます。また、回数券につきましては、現地の調査をさせていただきましたところ、一部使用者が使用日を不正に記載するなどの適切な運用がなされていないという実態も確認できましたため、施設利用の公平公正性を欠いている状態があると認識しております。

このことから一時使用券に様式を統一して不正が発生しにくい運用を行うことで、公

平公正な施設運営ができるようにしていきたいと考えております。

ページをお開きください。5番、使用料の見直しについてとなっております。今回、使用料の表記が間違っているのではないかとということでご指摘をいただきましたが、こちらは実際に流山市で表記している条例につき、使用料については条例で記載されている内容でございます、ということでお答えをさせていただいております。

実際の販売価格は1回100円ですとか、原付が200円という価格になっておりますが、こちらは指定管理者様と協議して定めた結果の販売価格となっておりますので、こちらについては表記の誤りではございません、というお答えをさせていただいております。

6番につきましても、こちらの計算式について、今値上げになる施設につきましても、原材料費の基本的な考え方としてかける1.2倍換算というような表記をさせていただいております。こちらの算出式はあくまで今回の値上げについて、統一的な考え方をいただくための考え方を整理したものであり、厳密に使用料を表記したものではないということで、計算式は今後の変動を把握する上での目安としてご利用頂ければと考えています、ということで、市の考え方を整理させていただいております。

あとは値上げについて、やはりちょっとご不満が上がるのではないかとというご心配をいただいております。それに対して、市の考え方につきましては、前段でも申し上げましたとおり、現行料金の1.2倍を基本に、各施設、料金を設定しておりますが、利便性が低いところについては価格を下げるなど全体の調整を行っていくことで、利用者の皆様のご理解を得られるようにこちらを運用していきたいという回答をさせていただいております。

8-1、8-2については無料開放日の追加について反対との意見をいただいておりますが、さきのアンケートでもありました通り、かなり好意的なご回答をいただいております。

また、今回一般の方のアンケートでもありましたが、無料開放日について、あまり認知いただけていないことが分かりましたので、まずは市民の方に認知していただき、施設を十分に活用していただくことで、施設の利用満足度向上に努めていきたいという回答にさせていただきました。

9番、10番について、ご意見を頂戴しているところではございますが、今回のパブリックコメントの趣旨と異なることから、今後の運用の参考意見として頂戴するという形にさせていただいております。

以上が今回パブリックコメントでいただいたご意見となっておりますが、今回の審議会で皆様に市の考え方についてご意見いただいた後、流山市の庁内の調整にかけさせていただき、最終的な市の考え方、最終的な改正条例案への落とし込みをさせていただく形となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3に移らせていただきます。以前、お配りいたしました改正条例案で、今回のパブリックコメントで一部、回数券のまとめ売りを行わず、利用される枚数

分を売る、ということに変更するため、前回、記載させていただいていた、一時使用券の15枚まとめ売りについて、消させていただいております。そのため、表4の新旧対象表ではあくまで一時使用券のみの記載となっております。前回からの変更点につきましては以上です。事務局からの報告は以上となります。

○寺部会長

はい、ありがとうございました。

では、次第2の答申案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

答申（案）読み上げ

○寺部先生

はい、ありがとうございました。では次第3審議に移ります。この審議の進め方ですが、まず前半であった事務局からの報告があったアンケートやパブリックコメントの結果、それを踏まえた上での改正条例の修正点について、つまり資料1、2、3について、最初に皆様からご質問、ご意見を受けたと思います。その後で資料4の答申案についてご質問、ご意見をいただきたいと思いますので、前半と後半に分けて質疑を進めたいと思います。では、まず資料1、2、3についてご質問、ご意見ありましたらお願いします。はい、海老原委員どうぞ。

○海老原委員

流山市シルバー人材センターの海老原です。

多くの資料を頂き、ありがとうございます。作成は大変だったと思いますが、まずアンケートについてお話しします。サンプルとしては、正直なところ、こんなものかなと感じました。市民に聞いたという方法では、市民以外の方の参加が難しかったのではないかと思います。このアンケートと、次に「無料開放日」が「無料解放日」と誤って表記された2番目のパブリックコメントについても言及します。また、パブリックコメントを実施する際に、私も見落としの点があります。4つの項目があり、市民であることや、市外の人でも市内在勤、在住、在学であることが条件とされているため、市外の人が意見を述べるのは非常に難しい状況です。江戸川台駅東口の利用者の中で、63%以上が柏市民であり、その方々が江戸川台駅東口を利用して東京に向かうとなると、意見を述べるのが難しいのではないかと思います。利用者の多くがこのパブリックコメントに参加できなかったのではないかと考えますが、この10件の意見を提出された方について、市内の人だけなのか伺いたしたいと思います。

○事務局

はい、ありがとうございます。まず、「無料開放日」の誤字について修正させていただきます。申し訳ございませんでした。2点目はパブリックコメントにおいて柏市民の利用されている方、江戸川台駅は特に多いのに反映されていないではないかということですが、パブリックコメントは確かに市民という形になってしまったのですが、アンケート等を参考に合わせて考えますと、アンケートも要するに有効意見数という基準になり

ますが、そのような数を満たしておりますし、柏市民と流山市民の性格がそこまで違っているかというところも利用者という観点で考えれば異なっているとは考えにくいので、このアンケートとパブリックコメントの結果でおおむねの傾向は整理できるのではないかと我々は考えております。以上です。

○海老原委員

最初の質問でアンケートの標本数というのは認識しているかということと、それから今の市外の人の利用者、初石駅、運河駅も野田市民が多いところでは、これからいろいろと審議会などで対応する場合ははっきり、そういったことを認識した上でやりましたよというふうに答えていただくとありがたいなと思います。

○寺部会長

このアンケートは「LINE」で配信ですよ。それでパブリックコメントも市報とかホームページだから柏市民で、その先ほど海老原委員のおっしゃったような人は目にするチャンスはなかったのか。駐輪場に貼ってあるとか、そういうことはしていたのかということですかね。

○事務局

今回まず駐輪場利用者様が一番の対象なので、今回の意見については各駐輪場にもお手元に配布した冊子を置かせていただいております、ご利用者様の目に止まるように配慮させていただいております。あとは市のホームページでも同様の資料は公開しておりますので、そちらから閲覧いただくような形となっております。

アンケートの有効数についてなんですけれども、こちらは統計処理の方も事務局の方でかけさせていただきまして、人口21万人おりますけれども21万に対して母数が5,468人、うちサンプル数として630件の回答を得られたということは、統計処理的には問題ない数値かというふうに認識しております。ただ、年齢層につきましては、やはり流山市の人口構成比とは利用者は異なっておりますが、自転車駐車場を利用される方のボリュームゾーンの30、40、50代についてのご意見を特に集約できたということにつきましては、こちらは逆に信憑性が高いデータとして収集できたのではないかと認識しております。以上です。

○海老原委員

そのパブリックコメントの件数で市内の人、市外の人数字はお分かりになりますか。

○事務局

全5名の方から意見を頂戴しており、すべて市民の方です。

○海老原委員

先ほどパブリックコメントの見やすい環境、利用者は受付所がどこにあるか、年に1回しか利用しない人が多くて、なかなか受付所まで行ってみるというのは難しかったかなと思います。それと公共施設で、パブリックコメントのあまり良くない点で、見やすいところに置いていないですね。いくつかの施設を見ましたが、コメントをやっている

るよっていうものをどこに置いてあるかさっぱりわからないというのは、これは土木部さんのせいじゃないですけど、その仕組みがなんか。どういう形で出してきたかというのはなかなかわからないかもしれませんが、今後の課題、その担当部署に言っていたきたいと思いますけど。

○寺部会長

はい。ありがとうございます。他のご質問、ご意見などありましたらお願いします。松井委員ですか。どうぞ。

○松井委員

利用料金の方に移ってもいいですか。資料1、私の感覚から言ったらずいぶん昔の話で申し訳ないんですけども、私、1993年から2002年まで10年間東大阪で生活してたんですけどね。当時、駐輪場が、これは市役所ではなかったですけども、1か月は3,000円で3か月が8,500円だったんですよ。それで1年間で34,000円支払ってたんですけどね。当時のことを考えてたらこれはちょっと、市役所が経営するにしても、ちょっと安いんじゃないかな、という気が私はしてもう少しアップしてもいいんじゃないかなというのが率直な意見です。以上です。

○寺部会長

はい、ありがとうございます。もっと値上げしていきたいかというご意見ですけど、事務局いかがですか。

○事務局

ありがとうございます。やはり料金の値上げとなりますと、利用者様のご理解がなかなか得られないというところもございますし、我々としましては今回ご利用されている皆様のご利用料金で施設の運営がまかなえれば十分ということで考えております。公共が経営するものになっておりますので、利益を上げるものではございません。施設をご利用されている皆様の利用料金で運営の方ができるような形で収支が整えば問題ないと考えております。

○寺部会長

はい、高鍋委員。

○高鍋委員

自転車駐車場整備センターの高鍋です。参考になればと思いますが、先ほど東大阪とおっしゃいました。おっしゃる通り、大阪は比較的高めの料金で運営しています。どの程度のお金をかけて施設を整備したかという点が重要であり、建物の建設には高いコストがかかっていますが、そのため料金差をあまりつけることができず、各市内ではだいたい同じ料金で建物のコストや平面のコストなどを考慮し、料金設定しているところが多いです。また、全国平均の中で千葉県は非常に安価です。特に総武線沿線の地域が安く、さまざまな理由があると考えられますが、流山だけが安いというわけではなく、全体的に平均的な水準かと考えます。ご参考までに。

○寺部会長

ありがとうございます。はい、他はいかがですか。平井委員どうぞ。

○平井委員

申し訳ありません。ちょっと細かいことなんですけれども、資料１の２枚目の左下の計算の表記が誤っているかと思うんですけれども。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。

こちらは修正をさせていただければと思います。申し訳ございませんでした。

○寺部会長

他はいかがですか。はい。西委員どうぞ。

○西委員

委員にさせていただき、本当に自分があまり知らなかったことに驚き、今までに市内の自転車駐車をすべて自分の目で確認してきました。江戸川台駅の規模の大きさや利用者の多さに驚き、６箇所もあるんですね。どれも満車である状況を見て、こんなに利用されているのだと改めて驚きました。そこで、３つの質問をさせていただきます。

１点目は、アンケートの中に現れていないと思いますが、利用者の立場から、私は既に退職していますので、利用するのは定期的ではありません。時々利用しています。そのような立場から、少々疑問に思うことがあり、一時利用の回答者と定期利用の回答者の割合はどのくらいなのか知りたいと思います。２点目は、これが少々くだらないことですが、無料開放日の中に振替休日も含まれていますよね。振替休日についてもどこかに言葉を入れておいた方がよいのではないかと思います。３点目は料金のことですが、今、安いという話がありましたが、私が仕事をしていたときは、定期利用はいくらか忘れましたが、一時利用は１００円でした。そこで、素朴な疑問ですが、委託しているのは市であり、直営ではない自転車駐車場整備センターさんに関して、たまたま今日来るときに流山おおたかの森駅の下に看板が出ていて、駐輪場の案内や一時利用の料金がすべてきれいに表示されていました。それを見ると、一時利用は１１０円でした。私がよく利用するのは南流山駅ですが、同じく整備センターさんですね。南流山駅は私の知る限り、地下の雨に濡れない場所は２００円だったと思います。しかし、それ以外は１１０円ということですので、その差があるのは利用者の立場から見ると、なぜ向こうは１１０円で、こちらは１２０円になったのかという素朴な疑問が生まれるかと思います。

定期利用の場合、さまざまな計算の仕方があり、異なってくるのは理解できますが、一時利用料は可能であれば統一してもらった方がよいのではないかと考えます。いろいろな計算上、難しいかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございました。

まず、アンケート結果について、市営の内訳ということでご質問いただいたのかなと思うんですが、資料１の２ページ目の左上の円グラフの方でご確認いただけるかなと思うんですが、定期的なご利用というのがいわゆる定期利用されている方、時々利用というのが一時利用の方ですね。回数券に対して一時使用券でご利用されている方となりますので、市営の定期的にご利用されている方が５０件いらっしやって、時々利用されている方が７０件、今回のアンケートの内訳ですけども、こういった形となっております。

２点目です。休日についてなんですけども、無料開放日、こちらは具体的には条例の方に表記をさせていただくことになるんですが、こちら休日となっている振替休日につきましても無料開放日に含まれておりますので、こちらの表記の方ですね。わかりやすいような形で追記させていただければと思います。

最後に今回、整備センター様の施設のこともありますが、まず前提としまして、流山市自転車駐車場と整備センター様に運営していただいている自転車駐車場を簡単にご説明させていただきますと、ご覧いただきました、流山おおたかの森駅、南流山駅、流山セントラルパーク駅のＴＸの３駅につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センター様に私どもからご依頼をさせていただきまして、すべての施設の設置から運営までですね、すべて整備センター様にお願いをしておりますので、今回の条例からは外れたものになっているということで、ご認識いただければと思います。

ただ、流山市営で運営しております東武沿線及び流鉄流山線３駅につきましては、同じ条例の中での運用となりますので、こちらは統一価格として設定させていただいております。

○高鍋委員

参考までに実情を申し上げますと、一時利用の方が非常に細かな利用料金の設定をしております。なぜかと言いますと、誰もが一番便利なところに停めたいと考えているからです。非常に混雑するため、一度その場所に行って停められず、遠くに戻ることがストレスとなりますので、実はおおたかの森の高架下は長いため、その中でも分けているのです。一番近いところ、真ん中、遠いところで分けております。したがって、学生や元気な方は安いところに停めて歩いて行くことが多いです。一方、子育て中の方は少し高く払っても近くに停めることを選択されるなど、利用者が選択することが、今の世の中のニーズとなっています。さらに南流山の地下はＴＸ直結で最も便利ですので、高くしておかないとあふれてしまうため、このような料金にしております。

また、民間の駐車場を見ていただくと、さらに時間帯によって異なる料金設定があります。例えば、８時間１００円や６時間１００円などで、皆様が納得して利用されているというのが実情です。実際に我々も料金設定が遅れており、もっと差をつけて利用者が納得し、場所と時間の計算をして使われるように、今さまざまな変更を行っているところです。

○寺部会長

はい、では松井委員どうぞ。

○松井委員

運転免許証を返納された75歳以上の者とありますけれども、個人的なことを言って申し訳ないですが、私も75歳を超えていますし、運転免許証もずいぶん前に返しているのですが、ずっと支払い続けているんです。ずっと利用し続けていますからね。なので、この条項は特に必要ないのではという気が個人的にはしています。

○寺部会長

これを入れない方がいいということですか。

○松井委員

75歳以上でも元気な方が多いから、削除してもいいんじゃないかなというのが意見です。

○寺部会長

元気な人が多いので、免除にせず、料金を徴収しても良いのではないかとということです。しかし、松井委員のようにこれまでに免許を返納されており、その後に再度利用したいと希望された場合は、使用料を支払う必要はないということでしょうか。

○事務局

今回免除の対象は定期利用に限ったものになりますが、免許センターや警察署から交付される「運転経歴証明書」を提示された方は免除対象と考えております。75歳以上で運転免許証を返納された方が、運転免許証の返納をためられる理由として、身分証明書がなくなることを嫌がるというケースが一時期あったかと思います。しかし、現在では免許を返納されると、免許センターや警察署から「運転経歴証明書」が発行されます。その証明書をご提示いただいた方については、免許を返納された方ということで、利用料金を今後すべて免除する形を検討しております。

○寺部会長

松井委員も運転経歴証明書をお持ちになれば、今後支払う必要がなくなるのではないのでしょうか。定期利用だと無料ですので、一時利用よりも費用を抑えられるということですね。少々手間ではありますが、松井委員、この点についていかがでしょうか。ご意見があればお聞かせください。

○松井委員

特に新設の必要はないかと感じます。

○寺部会長

なるほど。わかりました。その他、ありますか。

○海老原委員

使用料が免除される方々の件数見込みですが、先ほど事務局の方で、利用料金で自転車駐車場の運営をまかなえるように、この免除を拡大することによって、どの程度収支に影響があるのか、他の「400ccバイク」も同様ですが、そのようなさまざまな要因

があって初めて料金改定ができるのかなと思います。最初に「1.2倍」ではなく、全体の収支を見たうえで考えていくべきかと思います。

それから、パブリックコメントを受けた結果、予定していた内容が変更になった点が先ほど一部あったかと思います。さらに他に変更点がないかお伺いしたいと思います。

○寺部会長

では、以上2点について、事務局からお願いします。

○事務局

まず1点目についてですが、今回の見直しによって、どれだけ収支が変わるかというご質問でよろしいでしょうか。

○海老原委員

はい、その通りです。自転車駐車場は利用料金のみで運営されるため、条例改正を行い、免除対象を拡大したり、無料開放日を追加したり、料金改定を行う必要があります。

つまり、収支の見通しがなければ、これらの施策は実行できないということです。

○事務局

ありがとうございます。お答えいたします。まず、今回ですが、ご利用者の人数等、データを集めまして、例えば、1年分の利用者数が揃っている令和5年をベースに新しい料金体系で利用した場合、どれほどの収入差があるか、また今回土曜日を無料開放することで、私どもの施設を管理する管理員の人件費が削減できます。このあたりのプラスマイナスを換算すると、全体としては収入が多くなるような試算となっております。

これに対して、追加で減免対象者が増えることにはなりますが、全く問題なく対応できるような収入見込みが換算できております。細かな数値につきましては運営側との直接のお話しになるかと思いますが、シルバー人材センター様はおそらく指定管理者として収支運営について心配なところがあるかと思いますが、市としましては問題なく運営できると試算できておりますので、細かな料金設定ですとか運用については、直接市と指定管理者間でご相談できればと思っております。

今回の全体の枠組みとして、条例改正として、この料金体系でよろしいか、ご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

パブリックコメントの結果によって変更する点につきましては、資料にお示ししており、資料2の3番の回数券のまとめ売りについてのみ変更することを市では考えております。なお、こちらにつきましては市の内部の調整も含まれますので、今後、変更となる可能性があることを補足させていただきます。

○寺部会長

はい。海老原委員どうぞ。

○海老原委員

収支に関する数値はあるとのこと、具体的なデータを提示いただけることを期待しておりました。しかし、現在の説明は漠然としており、「大丈夫ですよ」というお話だけ

では、指定管理者としての不安が残ります。令和4年度、5年度においてはそれぞれ300万、400万の赤字が生じている中で、料金改定を行っていただけることには感謝していますが、利用者数が著しく減少している状況も考慮しなければなりません。10年前の収入は4,500万円でしたが、今は3,500万円にまで減っています。

さらに、昨年度も一昨年度も赤字であったため、今年は指定管理料をいただけるとのことで運営しています。しかし、決算において資金が不足している場合、シルバーが我慢しなければならないという状況では、会員や市民への説明が難しいです。この料金改定の意義が問われることにもなりかねません。

そのため、シルバー人材センターが赤字になった際には、赤字の要因について責任を持つ覚悟があります。しかし、もし利用者数が自然に減少したり、免除申請者が大幅に増加したりする場合、例えば利用者の半分が免除を申請することになった場合など、そうした事態が発生するかもしれません。その際は、指定管理料での対応が必要であることを考慮していただきたいと考えています。この点について、ぜひご検討いただければと思います。

○事務局

やはりご心配なところがあるのかと思いますので、認識につきまして補足で説明いたしますと、第1回目の審議会の資料の収支のところ、現在かなり赤字があることは皆様にお示しさせていただいたところですが、正直、今、シルバー人材センター様にやっただけで、例えばですが、今回、回数券を廃止することで経費の削減がかなり見込まれるというものもございます。こちらはシルバー様の各資料、どれだけの費用がかかっているのかというものも、実際に細かく資料を見させていただいて、かなりのコストカットができる、統一様式にすることで経費削減が図られるということ。また、土曜日を無料開放とすることで利用者の皆様にもご活用いただく一方で、人件費がだいたい年間340万円以上、数年を通して削減できるように計算ができておりますので、このあたりはかなりカバーしているかと思います。

ただ、こちらは個別の収支、シルバー人材センター様のあまり外には出さない資料も含まれますことから、直接お話しさせていただくことが適切かと思います。

○寺部会長

あまり細かい数字は、この場では出さない方がよいのではないかと考えます。事務局としては細かく計算を行い、実現可能であるとしています。私はそのことを信じたいと思いますし、シルバー人材センターさんにも不利のないように対応していただきたいと考えています。

○海老原委員

ありがとうございます。信用するしかないという気持ちでお願い申し上げます。シルバー人材センターも赤字にならないよう努力いたしますし、施設の目的を考えると、やはり利用者本位での運営が重要ですので、シルバーとしても努力を続けてまいります。

また、パブリックコメントの中で、2枚目の1番上に、シルバー人材センターが条例に基づき、実際の販売額と改定前使用料の表記が異なっている旨を記載しております。シルバー人材センターが条例で定めた使用料を最高額として設定しており、流山市との

協議を行った上でのものであるため、シルバーが一方的に決定しているわけではないことを明記していただきたいと思います。

それともう一つ、前回の会議において、免除対象者に今年度から市長が特に認めた場合として、原爆被爆者を追加していることを報告しました。それで条例にのせたらどうかと提案したところ、そのようにするとのお返事をいただいた気がいたしますが、パブリックコメントの資料には記載されていませんでした。今回の最終の資料にも載っていない状況です。その他、市長が特別に認めた内容とするのであれば、今回、良い機会ですので、入れていただくことを検討してはいかがかと思います。

○寺部会長

その2点。パブリックコメントの市の意見の文章を直すのと、被爆者の話ですね。

○事務局

1点目につきましては、ご指摘のとおりかと思いますので、資料を修正させていただきます。

2点目の被爆者の方につきましては、引き続き「特に市長が認めた場合」の中で運用いただければと思っております。

○寺部会長

ありがとうございます。

はい。小川委員どうぞ。

○小川委員

東葛飾地域振興事務所の小川でございます。

今のお話は、収支に関するご質問だったため、私も気になりましたので、1点確認させていただきたいのですが、収支を考えるにあたって、ランニングコストを考慮しているのか、それとも施設の改修なども含めて考えているのか、どちらかだと思います。その理由について、ご説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。こちらにつきましては、ランニングコスト、年度内にかかる費用の中で考えております。もちろん、施設の改修等も必要となることがございますが、こちらは庁内の政策の審議にもかけさせていただきまして、今回はランニングコストをカバーできる形での使用料の設定ということで、整理をさせていただいております。

○小川委員

ありがとうございます。先ほど東大阪市の話が出ていましたが、そちらは施設も含めてということだったと思いますので、考え方が異なるということですね。分かりました。

もう1点、資料2の1ページ目のNo.2、シルバーカーの対応についてですが、市の考え方に何かあるというわけではありませんが、市の考え方の読み方を私の理解で間違っていないか確認させていただきたいと思います。まず、シルバーカーは道路交通法上の定義がなく、一部の電動車椅子については道路交通法上の定義がありますが、それは

歩行者として区分されているため、シルバーカーは対象外とされるというロジックかと思いますが。

ただし、シルバーカーと電動車椅子を比較する表現については、正解は分かりませんが、もう少し分かりやすい表現が望ましいと考えます。意見を出された方は感情的な面でおっしゃっていると思いますので、法律で説明しようとしているところだと思いますが、その説明がより適切に行われれば、より良いと感じました。

○寺部会長

シルバーカーを受け入れたほうが良いのではないかという意見に対して、シルバーカーは受け入れられないとのことでした。

○事務局

シルバーカーについてはいろいろ調査したのですが、製品が多岐にわたっており、グレーゾーンの製品も一部存在します。そのため、一様に受け入れることは難しいのです。何をもってシルバーカーとして判断するかという定義ができないため、まずシルバーカーの定義が難しいことから、受け入れられないと整理しております。しかし、道路交通法上では、受け入れられる幅が小型原動機付自転車や、今後増えていく自転車、バイクについても、400cc未満のバイクも受け入れ可能であるため、今後さまざまな車両が出てくるかと思います。法の定義さえ整えば、受け入れが拡大できるような体制になっていると認識しております。

○小川委員

ありがとうございます。今、伺ったところによれば、道路交通法上にきちんと定義されていれば対応は可能ですが、ここにある電動車椅子のように歩行者としてのものは対応できないとのことでした。それを踏まえると、道路交通法上の定義がないシルバーカーは対象にできないというロジックですね。そうすると、「ないことを考慮し」などの書き方になるのでしょうか。

○事務局

そうですね。こちらの方は修正させていただければと思います。

○寺部会長

私からも一点申し上げます。この内容というよりは、今後この条例が変更されて運用された際に少し心配なのは、このパブリックコメントに何度か出てくる文句や苦情を言われることで非常に困るという点です。シルバー人材センターで実際に業務をされている方々が心配されていると思います。おそらく、シルバー人材センターで働いていらっしゃる方に文句を言われても仕方がないということですので、制度が変更された際に文句を言われそうになった場合には、道路管理課にというように、シルバーの方々が攻められないように工夫をしておいた方がよいのではないかと考えました。

はい、それでは資料1、2、3については以上とし、資料4の答申案について、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

○高鍋委員

条例の施行は令和7年4月という認識でよろしいでしょうか。

○事務局

条例の施行につきましては令和7年1月1日施行で調整しております。こちらについては、今年度12月議会の審議に諮らせていただきまして、可決されましたら、令和7年1月1日施行を予定しています。

ただし、新料金体系につきましては、令和7年度のご利用者様からという形で法務部門と調整しております。4月1日から利用されたいという方につきましても、2月や3月に前もって定期券の販売をしておりますので、その方々につきましても、令和7年4月1日以降のご利用分については新料金が設定できるように経過措置も含めて条文を整理しています。

○高鍋委員

よく分かりました。我々の運営しているところも皆そうなのですが、自分に関係のある日にちまで見ないんですね。料金や制度が変わるといった情報も、自分が使用券を買いに行かないと気が付かないという状況があります。そのため、周知は早めに、広く行われた方がいいかと思います。

○寺部会長

他、どうでしょうか。

○海老原委員

形式的なことを一つ。諮問を受けたことによる答申案とするならば、諮問は2項目だったかと思いますが、それに準拠して順番を整理されたらどうかと思います。

○事務局

こちらについては、あえて今回お示ししている資料の順番が1、2、3、4の順番で整っていたため、答申案につきましても、あえてその順番で記載いたしました。

しかし、諮問の場合は2項目で分けてございますので、その順番で入れ替えさせていただきます、組み替えていただければと存じます。

○海老原委員

よろしくお願いします。それと一つ加えていただきたいと思いますのが、料金改定、自転車駐車場、現在の状況の中で、一番利用者が困っているのが盗難です。先月、運河駅で6台、初石駅で6台、監視カメラがあっても盗まれます。だいたい鍵をかけていない人ですけれども、ひと月に6台ずつくらいです。江戸川台駅はまだ報告がないですが、おそらく同じようにあると思います。あと、利用者が利用しやすい、安心安全のための出入り口の危険を避ける、路盤を整備する、盗難にあわないための措置を考えていただくように、答申の中で加えていただいたらどうかと思います。諮問の中にも環境の整備的なところがあるかと思うので、ご検討いただければと思います。

○寺部会長

盛り込めそうでしょうか。

○事務局

車両の盗難については、正直、指定管理者様の方から報告が上がっていなかったこともありますので、これは密に連絡をいただきたいという点が1つございますが、私どもといたしましても、防犯面として、防犯カメラの充実は認識しております。ただし、コスト的な面もございますので、例えば、以前も実施しておりますが、盗難が頻発している場所や、死角が発生してしまう場所等について、優先順位をつけて整備を進めているところでございますので、防犯面のことについては答申内容に附記として追加する形を取らせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○寺部会長

わかりました。

その他、いかがですか。はい。松井委員どうぞ。

○松井委員

料金のことも大事ですが、使う人達の気持ちのほうも大事かと思います。私も江戸川台を使っていますが、シルバーの方も結構高齢の方が多く、はっきり言って動きがいいわけではありません。そして、使う方も自転車の入れ方がずいぶん荒っぽいです。なので、シルバーの人に全面的に頼るのではなく、使う方も心して使ってほしいということも加えていただければと思います。

○寺部会長

難しいですね。利用者も気を付けて配慮するように加えますか。利用者のマナーがなっていないという点について、市長に対する答申案としてどうでしょうか。今後の課題として、我々で気を付けていくことを審議会の資料として残しておくという方法もありますので、そうしましょうか。

○海老原委員

利用者サービスの料金を改定する際、安心・安全に利用できること、さらに利用者にとって良かったと思えるサービスを提供できればとシルバーでも考えています。料金改定に際し、利用者負担を求めるだけでなく、指定管理者も努力すべき点があることを答申書に加えていただけるとありがたいです。

○高鍋委員

すでに2番の「なお以下」に入っているのではないのでしょうか。使用料を下げるなど、施設の効率的な利用について、市と指定管理者間で協議を行い、市民の利便性向上に努めるよう求めます、というところに入っている感じがします。

○海老原委員

指定管理者間での話ですが、今年から5年間指定管理業務を請け負う中で、肝心なの

はこの料金改定と仕様の変更によって、シルバーはもう不要とされ、他の指定管理者に依頼される可能性があり、再度競争が生じるのではないかと心配しています。直接、市が本来行うべき業務を市がやらなければならない、15年前は市が直営で行っていました。他の事業者任せるということが他の市町村では起こっているかもしれず、その結果シルバーの存在価値が失われるのも困るのです。

こうした心配をしないで済むような答申書を作成し、市と指定管理者間で協議を行い、使用料金の見直しを進めるべきです。使用料金は市が設定し、指定管理者との協議は実際に使用料金が決まってから行われる場合もあるかもしれませんが、基本的には市が決定することだと考えています。この点について、少し疑問が残ります。

○寺部会長

料金は市が決定しますが、その後の運用は指定管理者と共に決定するという認識でよろしいでしょうか。せっかく変更するのであれば、創意工夫をしっかりと行っていただきたいという趣旨かと理解しましたので、ここで述べさせていただきます。

他いかがですか。よろしいですか。では一通りご意見いただきましたので、特になければここで終わりにしたいと思います。

では、この審議会の終了後に、皆様よりお寄せいただいた意見を含め、私の方で答申（案）を見直し、事務局と相談の上、精査し、仕上げるということで宜しいでしょうか。

なお、完成した答申については、市長へ答申する前に、委員の皆様に送付いたします。今一度、皆様にはそれを確認いただき、ご意見がありましたら、それを反映するかどうか、私の方で再検討させて頂くということでよろしいでしょうか。

（意義なし）

ありがとうございます。では、今後については、そのように進めさせていただければと思います。

事務局につきましても、それでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。問題ありません。

○寺部会長

では、今後については会長預かりとさせていただきます。

最後に次第4として事務局何かありますか。

○事務局

皆さま、ご審議ありがとうございます。今年度の審議会は、今回で終了となります。今後は、会長に答申書を調整頂いたあと、委員の皆さまに確認いただき、特段、何もなければ市長に答申することになります。現在、答申の日程は10月25日を予定しております。

少々、タイトなスケジュールとなり恐縮ですが、ご協力のほど宜しくお願いします。

○事務局 染谷

改めまして、皆さんお疲れ様でした。皆様におかれましては、本日まで大変お忙しい中、また貴重なご意見やご審議をいただきまして、心より感謝申し上げます。

今回頂戴させていただきましたご意見につきましては、今回の条例改正のみならず、より自転車利用をされる方の皆様のご満足いただける自転車駐車場運営に生かしてまいりたいと考えております。

この度は誠にありがとうございました。

○寺部会長

では以上をもちまして、第3回自転車駐車対策審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。